

川南町ホームページバナー広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この告示は、川南町広告掲載要綱（平成22年川南町告示第178号。以下「掲載要綱」という。）第5条の規定に基づき、川南町のホームページへのバナー広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語は、掲載要綱において使用する用語の例による。

(規格)

第3条 バナー広告の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) 上下 60ピクセル
- (2) 左右 120ピクセル
- (3) 容量 6キロバイト以内
- (4) 形式 GIF（アニメーション不可）、JPEG

(掲載位置)

第4条 バナー広告は、町のホームページのトップページで町が指定した位置とする。

(掲載の期間)

第5条 バナー広告掲載期間は、1月を単位とし、連続する掲載期間は最大12月とする。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、1バナー広告枠当たり月額4,000円とする。ただし、1回の申し込みで3月以上の掲載を申し込んだ場合の掲載料は、次のとおりとする。

掲載期間	掲載料
3月	11,400円
4月	14,400円
5月	17,000円
6月以上	月額3,200円

(禁止表現)

第7条 次の表現を含んだバナー広告は、閲覧者の意思に反した動きをしたり、閲覧者に誤

解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
 - (2) アラートマーク
 - (3) ラジオボタン
 - (4) テキストボックス
 - (5) プルダウンメニュー
 - (6) 町のホームページと類似の色調及び字体を使用するもの
 - (7) 町政を連想させるもの
 - (8) その他閲覧者に誤解を与えるおそれがあると判断したもの
- (原稿の作成)

第8条 バナー広告原稿は、広告主が作成し、電子媒体により提出するものとする。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、広告の掲載について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年1月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月18日告示第43号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (令和4年6月7日告示第119号)

この告示は、公表の日から施行する。